

■第2次佐倉市環境基本計画（案）の概要



計画の背景・目的・位置づけ 計画書 P2・3

- ・佐倉市環境基本条例に基づく、本市の環境に関する最上位の計画
- ・前計画の計画期間が2018（平成30）年度で満了したことに加え、東日本大震災以降の社会環境の変化や人口減少社会への移行、2030 アジェンダ（SDGs）やCOP21におけるパリ協定の採択、気候変動への適応など、新たな環境課題に対応するために、「第2次佐倉市環境基本計画」を策定し、環境の保全等に関するさらなる取組を推進。
- ・「佐倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画。

計画の期間 計画書 P4

- ・2020（令和2）年度から2031（令和13）年度までの12年間（「第5次佐倉市総合計画」の期間と整合）

目標とする環境像 計画書 P8

印旛沼をめぐる私たちの暮らしを理解し、水と緑とのつきあい方をみんなで考えるまち

印旛沼は、流域の住民や事業者などの暮らしぶり・営み・環境への配慮の姿を映す鏡です。私たちは、印旛沼の姿を見つめ直すことで、私たちの日常生活や事業活動の一つひとつが、印旛沼や沼をとりまく環境—自然環境や地球環境、水や資源の循環—に密接につながっていることに思いを巡らせ、沼をはじめとする佐倉の恵まれた自然と、潤いと安らぎのある生活を享受することができる環境を、時代を超えて、将来へ継承していきます。

計画の推進主体 計画書 P5

- ・本計画の推進主体は市民、事業者、市とし、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を、協働により実践。
- ・市民、事業者、市それぞれの取組を掲載。

3つの重点プロジェクト 計画書 P50～59

- プロジェクト1：谷津保全を継続する仕組みづくり
- プロジェクト2：親しまれる印旛沼の再生
- プロジェクト3：環境パートナーシップの形成

基本目標と施策 計画書 P9～47		基本目標と12年後の将来イメージ	個別目標	施策
基本目標1 豊かな自然を守り育てるまち [～自然共生社会の実現～]	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な動植物が生息する心地よい水辺として、市民や観光客に親しまれる印旛沼 ・谷津をはじめとする豊かな緑を、市民や事業者との協働で保全、再生 ・身近な自然を、貴重な地域資源として、人々が自然と触れ合う場として活用 ・公園、街路樹、印旛沼、谷津、樹林地など、身近に自然が感じられるまち 	(1) 印旛沼・流域の再生	1) 印旛沼の水質浄化の推進 2) 健全な水循環の維持 3) 印旛沼・流域の再生に向けた普及、啓発	
		(2) 生物多様性の保全	4) 動植物の生息・生育環境の保全 5) 生物多様性の保全に向けた普及、啓発	
		(3) みどり・水辺の保全	6) 谷津の保全 7) 農地、森林の保全 8) 河川・水辺の保全、整備 9) 公園の整備・維持管理、緑化の推進	
基本目標2 限りある資源を有効に利用するまち [～循環型社会の実現～]	<ul style="list-style-type: none"> ・市民1人が1日あたりに排出するごみの量が少ないまち ・4R（リフューズ、リユース、リデュース、リサイクル）が定着 	(4) 4Rの推進	10) ごみの発生抑制に向けた普及、啓発 11) 再資源化の推進 12) よりよい分別、収集の推進	
基本目標3 安心して快適に暮らせるまち [～安全・安心社会の実現～]	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や事業所などにおける自主的な環境配慮の取組が広がることにより、環境基準が達成され、公害への苦情が減少 ・河川の水質が改善され、印旛沼に流入する汚濁負荷量が減少 ・市民や関係機関の協力連携により、不法投棄や不正な埋立て行為を防止 	(5) 環境負荷の低減	13) 公害防止対策の推進 14) 監視、測定の実施	
		(6) 安全・安心な生活環境の保全	15) まちの美化と良好な生活環境の保全 16) 不法投棄対策の推進	
基本目標4 地球環境に配慮した暮らしを実践するまち [～低炭素社会の実現～]	<ul style="list-style-type: none"> ・省資源・省エネルギー型の賢いライフスタイル、ビジネススタイルが習慣化 ・再生可能エネルギー設備などによる家庭や地域でのエネルギー創出 ・歩いて暮らせる低炭素型のまちづくり ・気候変動の影響による被害を最小限とする行動が定着 <p>●佐倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の削減目標 2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で市内の温室効果ガス排出量を26%削減</p>	(7) 省エネルギーの推進	17) 家庭の省エネルギーの促進 18) 事業者の省エネルギーの促進 19) 公共施設の省エネルギーの推進	
		(8) 再生可能エネルギーの利用促進	20) 再生可能エネルギーの適切な導入の促進	
		(9) 低炭素型まちづくりの推進	21) 建物・設備の省エネルギー化と緑の保全 22) 歩いて暮らせるまちづくり	
		(10) 気候変動適応策の推進	23) 自然災害対策の推進 24) 健康被害対策等の推進	
基本目標5 協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち [～環境保全活動の拡大～]	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や学校、職場など様々な場面で、環境問題について学ぶ仕組みの整備 ・環境にやさしい暮らしや環境に配慮した事業活動を実践する市民や事業者が増加 ・誰もが楽しみながら参加できる環境学習会やイベントなど、環境学習の機会が増加 ・市民、事業者、市の協働による積極的な環境保全活動 	(11) 環境に配慮した行動の実践	25) エコライフの実践に向けた普及、啓発	
		(12) 環境教育・環境学習の推進	26) 学校における環境教育の充実 27) 地域における環境学習機会の拡充	
		(13) 協働による環境活動の推進	28) 環境保全活動への支援 29) 協働による環境保全活動の充実 30) 環境に関する情報共有と協働の場づくり	

計画の進行管理 計画書 P66～68

- ・佐倉市環境審議会による確認と意見聴取、環境基本計画庁内連絡会議、市民、事業者との交流会の開催
- ・①本計画に基づく事業の立案（Plan）→②事業の実施（Do）→③事業結果の集計と評価の実行（Check1）→④集計結果公表（Check2）→⑤評価による事業展開の見直し（Action）→①へ